

第 6133 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 5日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 住宅ローン控除の改正

Q : 平成31年の税制改正では、住宅ローン控除の改正が行われるとか。どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

消費税率の引き上げに伴い、住宅ローン控除の取扱いが、次のように改正されます。

個人が、住宅の取得等(消費税率が10%のものに限る)をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合の住宅ローン控除の特例が創設されます。適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別税額控除額は、次の区分に応じ、それぞれ次の金額となります。

① 一般の住宅

次のいずれか少ない金額

イ. 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%

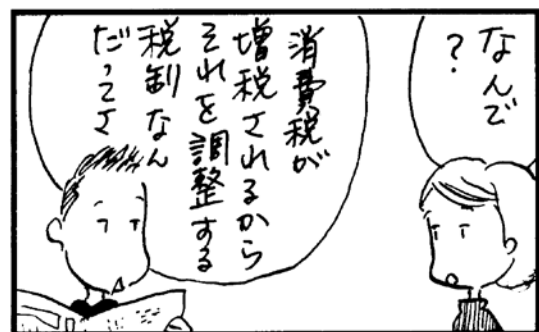
ロ. [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4,000万円を限度)×2%÷3

② 認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅

次のいずれか少ない金額

イ. 住宅借入金等の年末残高(5,000万円を限度)×1%

ロ. [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](5,000万円を限度)×2%÷3



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】